

令和5年度 玉名市介護給付適正化の取組方針

1 要介護認定の適正化

ア 趣旨

適切かつ公平な要介護認定の変更認定又は更新認定の確保を図る。

イ 実施方法

- (1) 認定調査の点検（委託調査は全件、直営調査は審査会事務局と協力して点検を行う。）
- (2) eラーニングシステムの登録と活用
- (3) 認定調査員の研修（年1回の現任研修会、月1回の学習会及び意見交換。）

2 ケアプランの点検

(1) ケアプラン点検

ア 趣旨

ケアマネジメント業務の適切な実施と記録の重要性について介護支援専門員とともに確認検証することで、介護支援専門員の「気づき」を促し、自立支援・重度化防止の実践にむけたケアプランの質の向上を図る。

イ 実施方法

玉名市内の指定居宅介護支援事業所・玉名市包括支援センターの介護支援専門員1名につき2事例の提出を依頼。専門事業所に委託し提出されたケアプランを点検し、必要に応じてヒアリング及びフォローアップを行う。また、必要に応じて修正したケアプランの提出を依頼する。※玉名市の被保険者の事例を2事例提出してください。（市内住所地特例施設に居住されている場合は、保険者が異なる場合があるためご注意ください。）

（提出を依頼する事例）

- ① 市が指定する要介護度に変化があった事例（1事例）
- ② 以下の条件にあてはまる事例（1事例）
 - (i) サービス付き高齢者住宅及び住宅型有料老人ホーム入居者等の事例
 - (ii) 生活援助中新型の訪問回数が規定以上に該当する事例
 - (iii) 前年度上半期（令和4年5月）にケアプラン点検に提出いただいた事例

※上記に該当する事例について①②の事例を各1事例提出してください。①に該当する事例がない場合は②の事例を、②に該当する事例がない場合は①の事例を、2事例提出ください。

※(iii)を提出される場合、前回提出された後に変更した部分にマーカーを付けてください。

ウ 提出資料

令和5年度ケアプラン点検提出確認票及び提出チェック項目の書類

- ① 令和5年度ケアプラン点検 提出確認票
- ② 利用者確認情報・アセスメント表
- ③ 支援計画書 第1表～第7表
- ④ モニタリング表（第5表にモニタリング結果を記載している場合は不要です）
- ⑤ 課題整理総括表（作成している場合のみ）

令和5年度 玉名市介護給付適正化の取組方針

エ スケジュール

ケアプラン提出時期	ヒアリング及びフォローアップ
令和5年6月30日まで	令和5年9月から令和6年2月まで予定

(2) ケアプラン会議

※ケアプラン会議の在り方を検討するため令和4年度より開催を休止。

3 医療情報突合・縦覧点検

ア 趣 旨

介護サービスの請求内容と医療情報の突合を行い、医療と介護の重複請求の排除を図る。
提供された介護サービスの整合性の点検を行い、請求内容の誤りについて早期に発見し、適切な処理を行う。

イ 実施方法（提出を依頼する事例）

縦覧点検（X01. X03. X16）熊本県国保連合会に委託し、その他の縦覧点検、医療情報との突合は委託する専門事業所と協力し全月点検を行う。

特に、認定有効期間半数を超える短期入所受給者についての点検を重点的に行う。

また縦覧点検の実施のため、必要に応じて随時ケアプラン等の資料について提出を求める場合がある。

4 住宅改修の点検・福祉用具購入の点検

ア 趣 旨

住宅改修は、一般的に改修費用が高額になることが多いこと、一度施工すると原状回復が困難であるため施工前点検が重要である。そのためリハビリテーション専門職による点検の体制構築をし、被保険者の実態にそぐわない不適切、不要または必要な住宅改修を施工前に改善する。

イ 実施方法

住宅改修及び福祉用具購入については、事前申請書の審査時にリハビリテーション専門職と書類を点検し、疑義の生じた申請について後日申請者宅を訪問し点検を行う。

点検実施の際は、ケアプランに沿った自立支援や重度化防止、介護者の介護負担の軽減につながる支援となっているか、その費用は適切であるか等について、ケアプランや理由書等を点検し助言、提案を行う。

また、申請者宅を訪問し点検を行う際は、介護支援専門員の立会いのもと、被保険者の動作状態や介護状況を確認し、必要に応じて追加改修、福祉用具の提案、自主訓練などの助言や提案を行う。